

令和7年9月大竹市議会定例会（第4回）議案の概要

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	認 第 7 号	令和6年度大竹市水道事業会計決算の認定について (上下水道局業務課)	<p>1 令和6年度大竹市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付するもの。</p> <p>○年間有収水量 3,070,587 m³</p> <p>○建設改良費支出額 251,757,171円</p> <p>主な事業：小方二丁目地内配水管改良工事(繰越分) 43,663,400円 黒川一・三丁目地内配水管改良工事 29,133,500円 岩国大竹道路整備事業に伴う配水管移設改良工事(御園二丁目地区)(繰越分) 27,827,800円 油見三丁目地内配水管改良工事 27,171,100円</p> <p>○収益的収支(消費税及び地方消費税抜き)</p> <p>・収入総額 508,838,199円 ・支出総額 529,368,194円 ・差引不足額 20,529,995円</p> <p>○資本的収支(消費税及び地方消費税込み)</p> <p>・収入総額 164,641,177円 ・支出総額 296,265,388円 ・差引不足額 131,624,211円</p> <p>※不足額の補てん財源内訳</p> <p>・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 20,452,182円 ・過年度分損益勘定留保資金 111,172,029円</p>	上下水道局長
2	議案第53号	公平委員会委員の選任の同意について (総務部総務課)	公平委員会委員 西岡 順子 氏が、令和7年10月25日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任いたしたく、市議会の同意を求めるもの。	市長
3	議案第54号	教育委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	教育委員会委員 小城 和之 氏が、令和7年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命いたしたく、市議会の同意を求めるもの。	市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
4	議案第 55 号	大竹市手話言語条例の制定について (健康福祉部福祉課)	<p>1 制定の理由 手話が言語であることの認識に基づき、市民に対し手話を普及し、ろう者への理解を広げることで、ろう者を含めた誰もが安心して暮らし、互いに支え合うことができる、優しいまちづくりによる共生社会の実現をするために、本条例を制定しようとするもの。</p> <p>2 主な内容 [第1条]目的 [第2条]用語の定義 [第3条]基本理念 [第4条]市の責務 [第5条]市民等の役割 [第6条]事業者の役割 [第7条]市の手話に関する施策の推進 [第8条]意見の聴取 [第9条]委任</p> <p>3 施行期日 公布の日から</p>	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
5	議案第 56 号	<p>職員の育児休業等に関する条例及び大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (総務部総務課)</p>	<p>1 改正の理由 「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」により、部分休業制度の拡充がされたこと及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」を踏まえ、人事院規則が改正されたことに準じ、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 主な改正内容 【第1条関係】職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (1) 部分休業の取得の時間について、勤務時間の始め又は終わりとしていたものを、勤務の途中での取得も可能とする(第1号部分休業)。 (2) 第1号部分休業のほか、1年につき10日相当の勤務時間の範囲内で勤務しないことができる部分休業(第2号部分休業)が新設されることに伴い、第2号部分休業の取得単位を原則1時間単位とすること、1年の期間を4月1日から3月31日とすること、部分休業の時間を非常勤以外の職員は77時間30分(非常勤の職員は1日の勤務時間に10を乗じた時間)とすること及び部分休業の請求申請を変更することができる特別の事情について規定。</p> <p>【第2条関係】大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 妊娠、出産及び育児期の職員への仕事と育児の両立支援制度の周知、意向確認や両立の支障の改善に資する事項の意向確認の義務付け</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 令和7年10月1日(ただし、第2条関係の経過措置については、公布の日) (2) 経過措置 【第1条関係】職員の育児休業等に関する条例の一部改正 施行日から令和8年3月31日までの間に第2号部分休業の承認を請求する場合の上限時間数を、改正後の条例の半分とする。 【第2条関係】大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 任命権者は、施行日前においても、改正後の条例の定めるところにより、当該措置を行うことができる。</p>	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
6	議案第 57 号	大竹市税条例の一部改正について (市民生活部税務課)	<p>1 改正の理由 令和 7 年 3 月 3 1 日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 公示送達に関する改正 現在、市役所の掲示場に掲示している公示送達について、市ホームページに公示事項を掲載するとともに、市役所の掲示場又は事務所に設置したパソコン等の画面に表示することで閲覧できるようにするもの。</p> <p>(2) 市民税に関する改正 納税義務者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等の年間合計所得金額が 58 万円を超え 123 万円以下の場合、その所得金額に応じて、当該納税義務者の控除額が段階的に逡減する特定親族特別控除を新設するもの。 また、特定親族特別控除の新設に伴い、公的年金等受給者がこの控除を受ける場合、市民税の申告が必要となること、給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書に特定親族の項目を追加するもの。</p> <p>(3) 市たばこ税に関する改正 加熱式たばこの課税方式について、国のたばこ税の改正と同様に、地方たばこ税においても現在重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式を重量のみで換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ 1 本に換算するなどの課税方式とするもの。なお、激変緩和の観点により、令和 8 年 4 月 1 日から、令和 8 年 10 月 1 日からの 2 段階で実施する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 公示送達に関する改正：地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日</p> <p>(2) 市民税に関する改正：令和 8 年 1 月 1 日</p> <p>(3) 市たばこ税に関する改正：令和 8 年 4 月 1 日</p>	市民生活部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
7	議案第 58 号	大竹市保育所設置条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	<p>1 改正の理由と主な内容 大竹保育所の改修が完了する見込みとなったことに伴い、大竹保育所の位置を仮移転先である旧本町保育所から改修後の大竹保育所に変更するため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 施行期日 令和 8 年 2 月 9 日</p>	健康福祉部 長
8	議案第 59 号	大竹市介護保険条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	<p>1 改正の理由 介護保険法第 115 条の 49 に定める保健福祉事業を市が実施するにあたり、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 主な改正内容 次の事業を市が実施する保健福祉事業として規定 (1) 指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業 (2) 被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業</p> <p>3 施行期日 令和 7 年 10 月 1 日</p>	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
9	議案第 60 号	大竹市水道条例及び大竹市下水道条例の一部改正について (上下水道局業務課)	<p>1 改正の理由 災害その他非常の場合において宅内配管の早期復旧に対応するため、他の水道事業者の指定を受けた者等による給水装置工事の実施及び他の下水道事業者の指定を受けた者による排水設備等の新設等の工事の実施を可能とするよう本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 水道条例 給水装置工事の設計及び施行に関して、管理者又は管理者が指定する者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行うことと規定されている第7条について、災害等により指定給水装置工事事業者の確保が困難である場合に、他の水道事業者の指定を受けた者等による給水装置工事の実施を可能とする規定を設ける。</p> <p>(2) 下水道条例 排水設備等の工事の実施に関して、管理者が指定する者（以下「下水道指定工事店」という。）が行うことと規定されている第7条について、災害等により下水道指定工事店の確保が困難である場合に、他の下水道事業者の指定を受けた者による排水設備等の工事の実施を可能とする規定を設ける。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	上下水道局 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
10	議案第 61 号	令和6年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局業務課)	1 令和6年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を求めるもの。 ○未処分利益剰余金の処分 ・未処分利益剰余金の当年度末残高 349,456,157円 ・減債積立金の積立 91,654,530円 ・建設改良積立金の積立 0円 2 令和6年度大竹市工業用水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付するもの。 ○年間有収水量 11,106,717m ³ ○建設改良費支出額 122,301,401円 主な事業：防鹿隧道配水池更生工事 42,273,000円 防鹿水源地(旧第1期工水)4号送水ポンプ逆止弁・吐出弁更新工事 34,100,000円 防鹿水源地電気室高圧き電盤他更新工事 14,520,000円 ○収益的収支(消費税及び地方消費税抜き) ・収入総額 499,696,559円 ・支出総額 408,042,029円 ・差引利益額 91,654,530円 ○資本的収支(消費税及び地方消費税込み) ・収入総額 81,900,000円 ・支出総額 463,242,342円 ・差引不足額 381,342,342円 ※不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 11,118,308円 ・当年度分損益勘定留保資金 199,420,225円 ・減債積立金 114,273,776円 ・利益剰余金 56,530,033円	上下水道局長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
11	議案第 62 号	令和6年度大竹市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局業務課)	<p>1 令和6年度大竹市下水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>○未処分利益剰余金の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未処分利益剰余金の当年度末残高 639,256,353円 ・減債積立金の積立 4,400,000円 ・建設改良積立金の積立 44,000,000円 <p>2 令和6年度大竹市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付するもの。</p> <p>○年間総処理水量 8,481,656 m³</p> <p>○建設改良費支出額 1,081,091,396円</p> <p>主な事業：大竹下水処理場2系散気装置改築更新工事 233,833,500円</p> <p>小方ポンプ場雨水ポンプ (No.1) 電気機械設備改築更新工事 87,227,800円</p> <p>小方排水区雨水管渠整備工事 (R6 工区) 73,783,600円</p> <p>小方ポンプ場2号雨水ポンプ修繕工事 50,600,000円</p> <p>岩国大竹道路事業に伴う下水道管渠撤去移設工事 (R5 小方地区) (繰越分) 32,059,500円</p> <p>○収益的収支 (消費税及び地方消費税抜き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額 1,065,240,487円 ・支出総額 978,899,216円 ・差引利益額 86,341,271円 <p>○資本的収支 (消費税及び地方消費税込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額 1,028,819,743円 ・支出総額 1,262,958,791円 ・差引不足額 234,139,048円 <p>※不足額の補てん財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 51,411,903円 ・過年度分損益勘定留保資金 182,727,145円 	上下水道局長

	議案番号	件名	内容	提案説明者								
12	議案第 63 号	令和 7 年度大竹市一般会計補正予算 (第 4 号) (総務部企画財政課)	<p>1 歳入歳出の補正</p> <p>○補正予算額 808,901 千円 (詳細は 10 頁 補正予算の内訳のとおり)</p> <p>○予算総額 20,481,707 千円</p> <p>2 地方債の補正</p> <p>○変更</p> <table border="1" data-bbox="931 427 1780 587"> <thead> <tr> <th data-bbox="931 427 1308 518" rowspan="2">起債の目的</th> <th colspan="2" data-bbox="1308 427 1780 470">限度額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1308 470 1545 518">補正前</th> <th data-bbox="1545 470 1780 518">補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="931 518 1308 587">河川整備事業</td> <td data-bbox="1308 518 1545 587">73,100 千円</td> <td data-bbox="1545 518 1780 587">79,600 千円</td> </tr> </tbody> </table>	起債の目的	限度額		補正前	補正後	河川整備事業	73,100 千円	79,600 千円	副市長
起債の目的	限度額											
	補正前	補正後										
河川整備事業	73,100 千円	79,600 千円										

補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	基金管理事業	722,250				
	国庫補助金等返還事務	1,343				
	防犯対策事業	3,000	14 国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,000	
	基幹統計調査事務	1,500	15 県支出金	基幹統計調査委託金	1,500	
3 民生費	障害福祉サービス事業所等支援事業	4,700	14 国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	7,748	
	介護サービス事業所等支援事業	17,100				
	児童福祉施設等支援事業	5,580				
4 衛生費	予防接種推進事業	11,904	14 国庫支出金	予防接種健康被害給付費国庫負担金	11,904	
7 商工費	商店街等振興奨励事業	330				
8 土木費	道路・橋りょう新設、改良事業	21,000				
	河川・水路改良保全事業	6,500	21 市債	河川水路改良事業債	6,500	
	大竹駅周辺整備事業	13,500				
9 消防費	消防団活動推進事業	194	20 諸収入	消防団員安全装備品整備等助成金	193	
			19 繰越金	前年度繰越金	54,463	対応する歳入のない歳出に充当
			20 諸収入	ボートレース事業収入	722,250	対応する歳入のない歳出に充当
			20 諸収入	地域介護・福祉空間整備事業費補助金返還金	1,343	対応する歳入のない歳出に充当
合 計		808,901	合 計		808,901	

	議案番号	件名	内容	提案説明者
13	議案第64号	令和7年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号) (総務部企画財政課)	<p>1 歳入歳出予算の補正</p> <p>○補正予算額 65,598千円</p> <p>○予算総額 3,033,259千円</p> <p>【補正予算の内容】</p> <p>(歳入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費準備基金繰入金 7,500千円 ・前年度繰越金 58,098千円 <p>(歳出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉事業 7,500千円 ・国庫補助金等返還金 58,098千円 	副市長
14	議案第65号	令和7年度大竹市水道事業会計補正予算(第2号) (上下水道局業務課)	<p>1 予算補正の内容</p> <p>(1) 資本的支出の建設改良費(配水設備改良費)を増額し、資本的収入の企業債を増額する。</p> <p>(2) 債務負担行為(配水設備改良に要する経費)を追加する。</p> <p>《資本的収入及び支出の補正》</p> <p>○収入 ・補正予算額: 30,000千円 ・予算総額: 248,578千円</p> <p>○支出 ・補正予算額: 60,000千円 【内訳】建設改良費(配水設備改良費): 60,000千円 ・予算総額: 509,215千円</p> <p>《債務負担行為の補正》</p> <p>○配水設備改良に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間: 令和8年度から令和9年度まで ・限度額(補正額): 75,000千円 <p>《企業債の補正》</p> <p>○水道事業 ・補正額: 30,000千円 ・限度額: 209,100千円</p>	上下水道局長